

不開示理由等について

公文書の件名	開示しない部分	当該規定を適用する理由	根拠規定 (東京都情報公開条例)
4 都市整再第735号	氏名、住所及び電話番号	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。	第7条第2号
4 都市整再第640号	公用携帯の番号	当該番号は、公にされていない情報であり、公にすることによって不特定多数の人物から本来の業務に関係の無い電話がなされることで、職員の適切な業務の運営に支障をきたすおそれがあるため。	第7条第6号

不開示理由等について

公文書の件名	開示しない部分	当該規定を適用する理由	根拠規定 (東京都情報公開条例)	
〇〇地区市街地再開発組合 解散認可申請書	共通	氏名及び住所	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。	第7条第2号
		図面	公にすることにより、建物への侵入等の犯罪行為を容易にするなど防犯上の支障をきたすため。	第7条第4号
		印影、自署及び自書	公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。	第7条第4号
		法人の名称、所在地、代表者の氏名などの法人に関する情報	法人の事業及び財産管理に係る内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	第7条第3号
		事業を営む個人の当該事業に関する情報	事業を営む個人の事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	第7条第3号
	(2) 保留床が処分済みであることを証する書類	区画番号、専有面積、権利種別、表番号、権利者名、家屋番号、新所有者名、負担金の納付金額、登記簿謄本、床価格など	市街地再開発組合、当該参加組合員又は当該参加権利者の事業に関する内部管理情報又は財産情報であり、公にすることにより、当該市街地再開発組合又は当該参加組合員の事業運営上の地位が損なわれると認められるため	第7条第2号 第7条第3号
		〇〇地区市街地再開発事業 参加組合員床一覧表	市街地再開発組合、当該参加組合員又は当該参加権利者の事業に関する内部管理情報又は財産情報であり、公にすることにより、当該市街地再開発組合又は当該参加組合員の事業運営上の地位が損なわれると認められるため	第7条第2号 第7条第3号
		仕様書のうち施設建築物の仕様に関わる部分	市街地再開発組合、当該参加組合員又は当該参加権利者の事業に関する内部管理情報又は財産情報であり、公にすることにより、当該市街地再開発組合又は当該参加組合員の事業運営上の地位が損なわれると認められるため	第7条第3号
		組合の参加組合員に関する事項	市街地再開発組合、当該参加組合員又は当該参加権利者の事業に関する内部管理情報又は財産情報であり、公にすることにより、当該市街地再開発組合又は当該参加組合員の事業運営上の地位が損なわれると認められるため	第7条第3号
		収支計算書の金額部分	市街地再開発組合の事業に係る内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該市街地再開発組合や当該市街地再開発組合等に関係する法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	第7条第3号
	決算報告書	累計の収支決算書（見込み）の各年度の金額部分 収支計算書の金額部分 収支計算書（見込み）の金額部分 賃借対照表の金額部分 財産目録の金額部分 正味財産増減計算書の金額部分 固定資産の取得価額、減価償却類型額及び当期末残高の金額部分 次期繰越収支差額の金額部分 清算事務資金計画書の予算金額及び摘要部分		
	解散総会議事録	収支計算書の部分 繰越額の部分		

不開示理由等について

公文書の件名		開示しない部分	当該規定を適用する理由	根拠規定 (東京都情報公開条例)
〇〇地区市街地再開発組合 決算報告承認書	共通	氏名及び住所	個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。	第7条第2号
		印影、自署及び自書	公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。	第7条第4号
		法人の名称、所在地、代表者の氏名などの法人に関する情報	法人の事業及び財産管理に係る内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	第7条第3号
		事業を営む個人の当該事業に関する情報	事業を営む個人の事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	第7条第3号
	決算報告書	収支決算書（累計）の解散までの金額部分 収支計算書の解散までの金額部分 貸借対照表の解散までの金額部分 財産目録の解散までの金額部分 正味財産増減計算書の解散までの金額部分 残余財産の処分の明細の合計額以外 領収書の金額部分 残高証明書の種類及び金額部分	市街地再開発組合の事業に係る内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該市街地再開発組合や当該市街地再開発組合等に関係する法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	第7条第3号